

<p>旧法人名</p>	<p>都市基盤整備公団 地域振興整備公団 (地域振興整備公団の業務は、(独)都市再生機構と(独)中小企業基盤整備機構に承継されており、右は、前者に承継した「旧地方都市開発整備等業務」に係る政府出資額のみを記載)</p>	<p>政府出資額</p>	<p>841,925,624,700円 10,560,000,000円 <hr/>(計)852,485,624,700円</p>
<p>新法人名 (業務承継法人名)</p>	<p>独立行政法人都市再生機構</p>	<p>政府出資額</p>	<p>852,485,624,700円</p>
<p>組織変更年月日 (業務承継年月日)</p>	<p>平成16年7月1日</p>	<p>増減額</p>	<p>0円</p>
<p>政府出資額が増減することの根拠法令</p>	<p>独立行政法人都市再生機構法（平成15年6月20日法律第100号）（抄） 附則 （地域公団の権利及び義務の承継等） 第3条 機構の成立の時に現に地域振興整備公団（以下「地域公団」という。）が有する権利及び義務であつて次に掲げる業務（以下「旧地方都市開発整備等業務」という。）に係るものは、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構が承継する。 一 附則第16条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和37年法律第95号。以下「旧地域公団法」という。）第24条の2に規定する地方都市開発整備等業務（旧地域公団法第19条第1項第1号ハに掲げる業務のうち同項第3号の規定による工場用地の造成と併せて行われるものを除く。） 二 次に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。） イ 附則第60条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第42条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第24条の2に規定する地方都市開発整備等業務 ロ 附則第64条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）第9条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第24条の2に規定する地方都市開発整備等業務 2～5 略 6 第1項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金額（政府から地域公団に対し出資されている出資金に相当する金額のうち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。）は、政府から機構に対し公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の附則第13条第2項に規定するその他の業務（以下この項及び次条において「都市基盤整備業務」という。）に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価</p>		

額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金額の合計額を差し引いた額は、都市基盤整備業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

(都市公団の解散並びに権利及び義務の承継等)

第4条 都市公団は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。

2～6 略

7 第1項の規定により機構が都市公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から都市公団に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたもの（政府からの出資に係るものにあつては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額に限る。）は、それぞれ、政府及び当該地方公共団体から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

都市公団の業務	機構の業務
旧都市公団法附則第11条第2項に規定するその他の業務	都市基盤整備業務
旧都市公団法附則第11条第1項に規定する鉄道業務	公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律第3条の規定による改正前の附則第13条第1項に規定する鉄道業務

8 前条第7項及び第8項の規定は、前項に規定する資産の価額について準用する。

政府出資額が増減した理由

備考